

大口町告示第 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 1 9 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

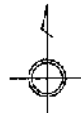
令和 7 年 4 月 1 7 日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
5 4	町道 大口中央幹線	旧	城屋敷二丁目 1 0 1 番地先から 城屋敷二丁目 1 0 7 番 1 地先まで	9.0～9.0 m	96.2m
		新	城屋敷二丁目 1 0 1 番 1 地先から 城屋敷二丁目 1 0 7 番 1 地先まで	9.0～13.5 m	96.2m

町道大口中央幹線 道路区域変更箇所 位置図



変更箇所

1:1,500

0 20 40 60 80m